

どっちが早かった?!

(この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています)



第4回ちびっ子カルタ大会から (会場：農村環境改善センター)

1月30日(木)に保育所年長組、2月6日(木)には小学校1・2年生による恒例のちびっ子カルタ大会が元気よく行われました。

確定申告はお早めに…………… P.2~P.5

公共下水道についてのお知らせ…………… P.6

平成8年度中之島町の人口動態…………… P.10

休日在宅の 当番お知らせ		
月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/16	見附市立病院 (☎62-2800)	
2/23	星野(幸)医院 (☎66-2103)	見附南医院 (☎63-4477)
3/2	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/9	杏仁堂医院 (☎62-0123)	金井医院 (☎62-0116)
3/16	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/20	霜鳥医院 (☎62-0579)	寺師医院 (☎62-0137)
3/23	小林医院 (☎62-0562)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/30	堀医院 (☎66-2133)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。



人口の動き

1月末日現在・(前月比)	前年比 同月
人口 13,128人 (-1)	[+114]
男 6,431人 (+5)	[+52]
女 6,697人 (-6)	[+62]
世帯数 2,962戸 (-2)	[+58]

今月の納税

- 固定資産税 (第4期)
- 国民健康保険税 (第10期)
- 国民年金 (2月分)

納税は便利な口座振替をご利用ください。

- 消防車・救急車の要請は ☎119
- 火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申し込みは与板郷消防署 ☎0258(72)2572

+++++

ロシア船籍タンカー沈没による大量の流出重油。厳寒の中、多くの方々がその回収のため懸命の作業を続けています。わが町からも、消防団のみならず、町職員や社会福祉協議会の職員などが、寺泊・出雲崎の両町の海岸での回収作業に参加しました。

美味しい旬の魚介類を口にし、夏には青い海での海水浴、子供たちが砂浜に流れ着いた輝く貝殻を楽しそうに拾い集める…。何気なく繰り返されるこうした光景を目にすること

＊編集後記＊

ができるのは、私たちが共有するかけがえのない財産—きれいな海のおかげです。豊富な幸と心のやすらぎをもたらしてくれる偉大な海とその自浄能力の高さに、今、あらためて感謝しなければなりません。



寺泊町の海岸で重油回収作業をする町関係者(2月3日撮影)

確定申告は自分で記入し

正しく申告しましょう

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

二月十七日(月) から所得税、住民税(町・県民税)などの申告が始まります。
昨年一年間の所得を自分で計算し、正しく申告してください。また、自分で申告できない人は納税相談を利用して、三月十七日(月)までに申告・納税してください。
所得税は、平成八年中に得たすべての所得と、その所得にかかると税金を自ら計算し、申告・納税することを基本としています。

特別減税が

実施されます

平成八年中の所得税について、所得税額の十五%相当額(最高五万円)が、納付すべき所得税額より控除されます。

年末調整の際に実施されています。その他の人

年の途中で退職者、公的年金の受給者、事業所得・不動産所得・退職所得のある人については、確定申告により特別減税を受けることとなります。

確定申告は

「自力記載・自力申告を

確定申告は、自分自身で記載・計算して申告しましょう。

所得税が還付される場合があります。

なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が二十万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

〔雑損控除〕※3

地震・火災・風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合の控除です。これらに係るやむを得ない支出をしたときには控除が受けられます。

〔医療費控除〕※4

自分やその家族が病気やケガをして、多額の医療費を支払ったときの控除です。

医療費とは、診察や治療など

〔計算方法〕

※1 公的年金

公的年金等の収入金額	-	公的年金等控除額	=	雑所得の金額
公的年金等の所得金額の算出方法				
受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金の所得金額		
65歳以上の人 昭和7年1月1日以前生まれ	260万円未満	(A)-140万円		
	260万円以上 460万円未満	(A)×25%+75万円		
	460万円以上 820万円未満	(A)×15%+121万円		
	820万円以上	(A)×5%+203万円		
65歳未満の人 昭和7年2月1日以後生まれ	130万円未満	(A)-70万円		
	130万円以上 410万円未満	(A)×25%+37万5千円		
	410万円以上 770万円未満	(A)×15%+78万5千円		
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円		

※2 私的年金

その年に受ける年金額	+	年金の支払開始日以降その年において分配される剰余金・割戻金	-	その年に受ける年金額	=	雑所得の金額
その年に受ける年金額	×	年金支払開始日前に分配された剰余金・割戻金	-	掛金等の総額	=	雑所得の金額
				年金の支払総額		

※3 雑損控除

A 差引損失額	-	所得金額の10分の1	=	A、Bいずれか多い方の金額を控除
B 差引損失額のうち災害関連支出の金額	-	5万円	=	

*差引損失額…損失金額-保険金などによって補てんされる金額
*災害関連支出…災害により壊れた住宅・家財を片付けるための費用や、豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降りし費用など

※4 医療費控除

その年中に支払った医療費	-	保険などで補てんされる額	=	医療費控除額(最高200万円)
10万円または所得の5%(いずれか少ない額)				

注) 保険金などで補てんされる金額
①健康保険などから支給される療養費や出産育児一時金等
②生命保険などから支払われる医療保険金や入院費給付金等

※5 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の給与収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
70万円未満	38万円	38万円
70万円以上 75万円未満	38万円	33万円
75万円以上 80万円未満	38万円	28万円
80万円以上 85万円未満	38万円	23万円
85万円以上 90万円未満	38万円	18万円
90万円以上 95万円未満	38万円	13万円
95万円以上 100万円未満	38万円	8万円
100万円以上 103万円未満	38万円	3万円
103万円	38万円	-
103万円超 105万円未満	-	38万円
105万円以上 110万円未満	-	36万円
110万円以上 115万円未満	-	31万円
115万円以上 120万円未満	-	26万円
120万円以上 125万円未満	-	21万円
125万円以上 130万円未満	-	16万円
130万円以上 135万円未満	-	11万円
135万円以上 140万円未満	-	6万円
140万円以上 141万円未満	-	3万円
141万円以上	-	-

確定申告を

必要とするとき

次に該当する場合には、確定申告を必要とします。

- ①事業(農業・商工業)などを営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど、平成八年中の所得金額の合計が基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を超えるとき
- ②サラリーマンで、給与の年収が二千万円を超えるとき
- ③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が二十万円を超えるとき
- ④給与を二か所以上からもらったとき

内職や日雇い、年金を受給しているなど、所得税の申告の必要がない場合でも、住民税の申告は必要です。

なお、期限までに申告しなかったり、間違った申告をするなど、不足分の税金だけでなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので注意しましょう。

白色申告者も

収支内訳書が必要

事業(農業・商工業)所得者と不動産所得者は、確定申告書と一緒に収支内訳書も提出しなければなりません(青色申告者は決算書)。収支内訳書には、その年の総収入額や必要経費の内容を記載してください。

なお、平成六年及び平成七年分の事業所得などの合計額が三百万円を超える場合は、自らの記載により収支を計算しなければなりません。

納税相談の

ご利用を

町では、5ページの日程表のとおり納税相談を実施します。

確定申告が必要な人で、自分で記入・計算できない人は、ぜひご利用ください。

なお、期間中は大変混雑することが予想されますので、できるだけ決められた日にお越しください。また、申告の際には添付書類や印鑑などを忘れずにお持ちください。

年金収入は

雑所得になります

国民年金や厚生年金などは公的年金、生命保険や郵便年金などは私的年金です。

これらの年金を受け取ったときには雑所得となり、所得税がかかる場合があります。

- ①国民年金法、厚生年金保険法、農業者年金基金法、国家公務員等共済組合法など、法律に基づいて支払われる年金
- ②恩給(一時恩給を除く)や過去の勤務に基づき、当時の使用者から支給される年金
- ③適格退職年金契約に基づいて支払われる退職年金

〔私的年金〕※2

- ①生命保険、郵便年金、生命共済などの契約に基づいて支払われる年金
- ②退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金

サラリーマンでも

所得税が戻るとき

サラリーマンでも次の控除に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された

医療費は、平成八年中に支払ったものが控除の対象となります。したがって、未払いの医療費については控除の対象にはなりません。

〔寄付金控除〕
国や地方公共団体などに寄付金を支払ったとき控除されます。

〔配偶者特別控除〕※5

申告者(納税者)と生計を一にする配偶者で所得が三十八万円を超えていて配偶者控除は受けれない人でも、所得金額が七十六万円未満(給与収入額で百四十一万円未満)であれば所得金額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。また、配偶者で所得が三十八万円未満

医療費は、平成八年中に支払ったものが控除の対象となります。したがって、未払いの医療費については控除の対象にはなりません。

〔寄付金控除〕
国や地方公共団体などに寄付金を支払ったとき控除されます。

申告者(納税者)と生計を一にする配偶者(納税者)と生計を一にする、平成八年の所得金額が三十八万円未満の親族は扶養控除の対象となります。

年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在で判定します。ただし、事業専従者とした親族は除きます。

納税相談には、下記のとおり申告書の太枠①②③の中を記入の上でお越しください

記入の仕方

- ▶①には、申告者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・職業・電話番号を記入します。
- ▶②には、配偶者の氏名・生年月日、扶養親族の氏名・続柄・生年月日を記入します。配偶者、扶養親族、本人が障害者に該当する場合は、障害者控除の欄にも記入します。
- ▶③には、源泉徴収票により記入します。

※確定申告書や町民税申告書が送付されなくても、申告が必要な場合がありますのでご相談ください。

◆納税相談日程表◆

会場	受付時間	月日	地域
農村環境改善センター	午前9時～11時・午後1時～3時30分	2月18日(火)	町内全域(営業者)
		2月19日(水)	(午前9時30分～12時 午後1時～3時30分)
		2月26日(水)	中之島地区
		2月27日(木)	西所・三沼地区
		2月28日(金)	信条地区 (真野代新田・中条新田第一、第二、第三)
		3月3日(月)	信条地区 (下沼新田・西野・西野新田)
		3月4日(火)	上通地区 (灰島新田・中興野・新栄・大曲・幸南)
		3月5日(水)	上通地区 (押切思川・押切駅前・池之島・坪根・大口)
		3月6日(木)	中通地区
		3月7日(金)	中野地区
		3月10日(月)	中条地区

* 3月11日(火)から申告期限の3月17日(月)までの間も納税相談を受付けています。

所得税法改正のポイント

- ①一般長期譲渡所得の税率改正
課税長期譲渡所得金額が
*4,000万円以下の部分…20% (改正前25%)
*4,000万円超8,000万円以下の部分…25%
*8,000万円超の部分…30% (改正前30%)
〔平成8年1月1日以降の譲渡より適用〕
- ②前年分の長期譲渡所得金額加算の廃止
〔平成8年1月1日以降の譲渡より適用〕
- ③優良住宅地造成のための譲渡税率の改正
*4,000万円以下の部分…15% (改正前一律15%)
*4,000万円超の部分…20%
〔平成9年1月1日以降の譲渡より適用〕

平成8年分所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除	基礎控除	380,000円	330,000円	
	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	380,000円	
	配偶者特別控除	最高380,000円	最高330,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	380,000円	330,000円	
	特定扶養親族	530,000円	410,000円	
	老人扶養親族	480,000円	380,000円	
	同居特別控除対象者 一般の控除対象配偶者	680,000円	540,000円	
	同居特別控除対象者 老人控除対象配偶者	780,000円	590,000円	
	同居特別控除対象者 特定扶養親族	830,000円	620,000円	
	同居特別控除対象者 同居老親等以外の老人扶養親族	780,000円	590,000円	
	同居特別控除対象者 同居老親等	880,000円	660,000円	
	障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円
	特別障害者	350,000円	280,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除	一般の寡夫	270,000円	260,000円	
	特定の寡夫	350,000円	300,000円	
勤労学生控除	一般の勤労学生	270,000円	260,000円	
	特定の勤労学生	350,000円	300,000円	
生命保険料控除	生命保険料	最高50,000円	最高35,000円	
	個人年金保険料	最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除	損害保険料	最高15,000円	最高10,000円	
	白色専従者控除	最高配偶者860,000円 その他500,000円		

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上(昭和2年1月1日以前生まれ)の人です。
※同居老親等とは老人扶養親族のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属(父母や祖父など)で、かつ、納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。
※特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満(昭和49年1月2日～昭和56年1月1日生まれ)の人です。
※特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有していて、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。
※老年者控除は申告者が65歳以上(昭和7年1月1日以前生まれ)の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

平成8年分所得税の税額表

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10%	-
900万円未満の場合	20%	33万円
1,800万円未満の場合	30%	123万円
3,000万円未満の場合	40%	303万円
3,000万円以上の場合	50%	603万円

※6 住宅取得等特別控除

- (7) 居住した年及びその翌年の控除額
1,000万円以下…①×1.5%
その年の借入金等の年末残高②が
1,000万円超 2,000万円以下…②×1.0%+5万円
2,000万円超(最高3,000万円)…②×0.5%+15万円(最高年30万円)
- (4) 上記以外の年(3～6年目まで)の控除額
2,000万円以下…①×1.0%
その年の借入金等の年末残高②が
2,000万円超(最高3,000万円)…②×0.5%+10万円(最高年25万円)

注) 入居年月日が平成5年3月31日以前の場合は、控除の計算方法が異なります。

〔住宅取得等特別控除〕※6
自分で住むための住宅を新築や購入したときに、借入残高に
応じて所得税額より控除(控除額算式参照)するもので、六年間受けられる特別な税額控除です。また、自己の所有する住宅の増改築などでも、工事費が百万円を超える場合には控除の対象となります。この控除は、控除を受ける最初の年に確定申告しなければなりません。残りの五年間は年末調整で控除できません。

要件は次のとおりです。
①床面積五十㎡以上二百四十㎡以下の住宅を新築、または中古住宅(建築後十五年以内)

②居住した年の年収が二千万円以下
③住宅ローンの返済期間が十年以上
〔その他の場合〕
○年の途中で退職し再就職せず、年末調整を受けていないとき
○所得が少なく、配当や原稿料などで源泉徴収の税金を納めているとき
○年末調整の際に、生命保険料控除などを受け忘れたとき

詳細は、納税相談の際などに
お尋ねください。
なお、年末調整を受け、税金の還付だけを申告するときは、「給与所得者用還付申告書」を利用すると簡単です。

住宅取得資金の贈与を受けた場合

住宅取得等特別控除を受ける人で、住宅の新築及び購入にあたり父母及び祖父より資金援助を受けた場合には、贈与税の特例があります。
この特例を適用すると、三百万円までの住宅資金の贈与には贈与税がかかりません。

贈与税の申告納付期限は、確定申告と同じ三月十七日(月)までです。
要件は次のとおりです。
①資金援助を受けた年の合計所得金額が千二百万円以下
②五十㎡以上二百四十㎡以下の住宅の新築もしくは建築後十五年以内の中古住宅の購入
③五年以内に本人または配偶者の所有する住宅に居住していないことなど

確定申告の際に必要な書類
確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類は次のとおりです。
なお、源泉徴収票の原本と印鑑は必ず必要です。また、還付金の受取りのために、申告者本人の口座番号をあらかじめ控えしてお越しください。
〔雑損控除〕
●損害額の明細書(雪降ろし費用などについては領収書等)
●支払った医療費の領収書(あらかじめ集計のこと)
●おむつ使用証明書など

所得税の振替納税制度

●損害保険料の証明書
所得税の納付方法に振替納税制度があります。
この制度を利用すると、銀行などの預貯金口座から直接振替で納税されますので、手間が省け、また、納付をうっかり忘れてしまうこともありません。
新たにこの振替制度を利用されるときは、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

三条税務署へはバスか電車のご利用を

三条税務署では二月上旬から三月下旬の間、庁舎前にプレハブを建て、そこを確定申告のための納税相談会場としています。このため、駐車場が使用できなくなり、バスや電車などをご利用ください。
中之島町からの交通機関
〔バス〕
東三条行きで本町四丁目バス停下車、徒歩十五分
〔電車〕
JR信越本線見附駅、押切駅などから新潟方面行きで三条駅下車、徒歩二分

還付金の口座振込制度

所得税の還付金の受取り方に口座振込制度があります。この制度を利用すると、還付金が銀行などの預貯金口座に直接振り込まれます。利用される人は、申告の際に銀行・郵便局等の金融機関及び口座番号を申告書に記載してください。

以下省略

公共下水道についてのお知らせ

○中之島町排水設備工事店の指定について

町では、今年4月1日に公共下水道の供用を開始することに伴い、1月10日付で排水設備工事を行うことができる工事店を指定しました。排水設備工事についてのご相談等は、下記業者または建設課下水道係にお問い合わせください。

なお、実際の工事については、供用開始の4月1日以降となります。

指定工事店名	電 話	指定工事店名	電 話
㈱松井組(猫興野)	66-2131	㈱中條設備(中条)	66-5043
㈱堀設備(中之島)	66-0731	㈱遠藤建設(上沼新田)	66-5577
㈱古川組(中之島)	66-4627	㈱柘澤興業中之島営業所(中之島)	66-8067
㈱石川配管(島田)	66-0817	㈱室橋組(中之島)	66-2251
丸寅建設㈱(下沼新田)	0256-97-2862	㈱第一和光(中条)	66-5500
今泉設備中之島営業所(中之島)	66-3193	南場住設(大口)	24-1585

注) 町の指定工事店でなければ、排水設備工事はできません。

○受益者負担金について

受益者負担金については、現在公共ますが設置されている家庭や事業所等から、平成9年度より納めていただくこととなります。納付は年4回(7月・9月・11月・1月)の5年分割となります。

一 般 家 庭	220,000円 (1期11,000円×年4回×5年)
排水人口50人以上の事業所等及び延床面積300㎡以上の旅館業	330,000円 (1期16,500円×年4回×5年)

○使用料について

公共下水道を使用することにより使用料を納付していただくこととなります。使用料の計算に当たっては水道水の使用量より算定します。

基本料金	10㎡まで	1,800円
超過料金	11㎡~500㎡まで(1㎡当たり) 501㎡~(1㎡当たり)	180円 200円

○排水設備工事に伴う地元説明会について

各家庭で行う排水設備工事に関する説明会を開催します。今回の説明会は4月1日に供用開始可能地域のみなさんへの説明会となります。詳しい日程等については班内回覧でお知らせしてありますが、都合の悪い場合は指定日以外でもかまいません。

- 開催日 2月17日(月)~21日(金)・24日(月)・25日(火)・28日(金)・3月3日(月)・4日(火)
- 時 間 いずれも午後6時30分~
- 会 場 中之島公民分館(町民文化センター脇)

● 問い合わせ先…建設課下水道係 【☎61-2012】 ●

地域住民のよりどころに……

中之島交番が業務を開始

中之島、大口、中野の三駐在所を統合し、役場前住宅団地内に新設された見附警察署「中之島交番」が、昨年十二月二十六日(木)からその業務を開始しました。

新交番は外壁、内部ともクリム色を基調とし、温かく明るい雰囲気仕上げられています。「交番は住民の困りごと相談所として、また、地域の拠り所として、人々が集う場所でありたい。みなさん、お気軽に立ち寄ってください」(所長/藤ノ木巡查部長)。

見附警察署中之島交番
☎66-2727



巨木調査結果について
町文化財調査審議会
平成8年10月15日実施

町文化財調査審議会(委員長/小坂井昭吾氏)では、町の屋敷林を今後も大切にしていこうという趣旨から、昨年十月十五日に町内における巨木調査を実施しました。

今回の調査結果は下表のとおりです。
なお、今年四月には第二次の調査を計画しています。みなさんの周囲に巨木がありましたら二月末日までにご連絡ください。▼連絡及び問い合わせ先
町民文化センター(☎66-1310)

巨木調査結果(上位のみ)

〔平成8年10月15日実施〕

□調査方法

- 周囲については地上から1.3mの高さの位置で計測
- 根まわりは根が地上に出ている部分も含めて計測

かえでの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	208	490	大竹邸
2	188	540	大竹邸

しらかしの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	112	162	中之島諏訪神社(双子)
2	184	112	大竹邸

やなぎの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	163	192	光正寺

きわたの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	186	343	願勝寺

百日紅の部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	173	270	願勝寺

いちようの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	289	500	願勝寺
2	270	425	中条新田神社
3	231	514	島田神社

えのきの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	832	1,173	島田経塚
2	379	482	並木神社
3	311	721	専正寺

さくらの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	410	480	旧北中学校(西)
2	329	545	旧北中学校(東)
3	292	374	旧北中学校(中)

杉の部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	323	494	杉之森薬師
2	273	604	島田神社

けやきの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	657	1,343	三沼公園
2	617	912	大口神社
3	483	1,113	大竹邸

さいかちの部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	209	395	並木神社
2	133	230	島田神社
3	121	227	稲島神社

松の部

順位	周囲(cm)	根まわり(cm)	場 所 等
1	187	303	光正寺(黒松)
2	187	225	大竹邸(赤松)
3	163	245	光正寺(赤松)

主任児童委員に
小柳美津江さんと
大枝トミさんが

小柳美津江さん(六十五歳・中条新田第二ノ再任)ならびに大枝トミさん(五十八歳・大口ノ新任)が、一月一日付けで国から主任児童委員に委嘱されました。

お二人には、子育てに関する相談や子どもの健全育成のための活動などに尽力いただきます。みなさん、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先
保健福祉課(☎61-2016)



大枝トミさん



小柳美津江さん

国保だより

問い合わせ先
町民課
(☎61-2014)

対象となる人は



- 国民健康保険に加入している人
- 老人保健法の適用を受けていない人
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以後の期間が10年以上である人
- 退職被保険者本人の扶養家族

退職者医療制度

退職後も安心して医療を受けるために!!

長い間、会社や役所に勤めて退職し、現在は国民健康保険に加入、厚生年金や共済年金をもらっている人及びその被扶養者は、70歳になって「老人保健制度」に移行するまでの間は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

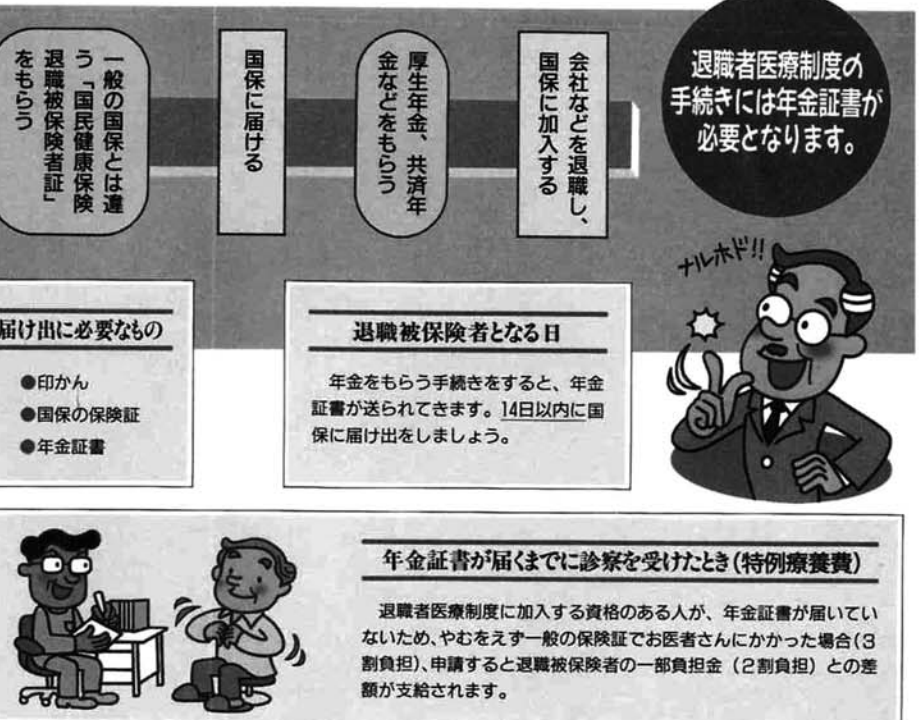
この場合、医療機関に支払う自己負担が、3割(一般の国保)から2割に軽減されます。

お医者さんにかかるとき

届け出により受けた「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口へ提出し、次のような給付が受けられます。

退職被保険者(本人)	給付		自己負担	
	外来	入院	8割	2割
被扶養者(家族)	外来	入院	7割	3割
	外来	入院	8割	2割

★本人と家族で自己負担が変わります。
★高額療養費の支給や、入院時の食事は、一般の国保の被保険者と同じです。
★70歳(ねたきりなどの人は65歳)以上の方は、老人保健制度の適用を受けるので、上記の負担でなくなります。



年間の掛金で 万一の交通事故に備える

家族みんなで 交通災害共済に加入しましょう

見舞金2万円(実治療7日以上)〜最高120万円(死亡)

交通災害共済は県内百十二市町村が共同で運営している相互扶助制度です。交通事故による死亡や傷害の際、被災者やその家族に対し見舞金を贈るためのものであり、本町においては一万千四百二十五人(加入率八七・八%)平成八年度実績)の方々からご加入いただいています。

現在、平成九年度の会員を募集しています。多発する悲惨な交通事故による被災に備え、ご家族そろってご加入ください。

加入資格
町内に住所があれば、年齢に制限はありません。また、学生は転出していても加入できます。会費(掛金)
一人当たり年額五〇〇円。(年齢に関係ありません)
なお、四月一日以降に加入した場合も同額です。

- 共済期間
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで。
- なお、中途加入の場合は、会費納入日の翌日からとなります。
- 加入方法
二月中旬に、嘱託員を通して各世帯に加入申込書を配布しますので、必要事項を記入の上、会費を添えて期限までに嘱託員にお申し込みください。
- 見舞金の請求方法
次の書類を添えて、町民課で手続きをしてください。
- ◆ 必要な書類等 ◆
- ① 会員証
 - ② 共済見舞金請求書
 - ③ 交通事故証明書
 - ④ 医師の診断書
 - ⑤ 請求者の金融機関の口座番号
 - ⑥ 請求者が自動車運転または同乗していた場合は、運転者の免許証の写し

交通災害共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	120万円
2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	70万円
3等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	40万円
4等級	治療を要した期間が7か月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110日以上の傷害	18万円
5等級	治療を要した期間が6か月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の傷害	15万円
6等級	治療を要した期間が5か月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の傷害	12万円
7等級	治療を要した期間が4か月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の傷害	10万円
8等級	治療を要した期間が3か月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の傷害	8万円
9等級	治療を要した期間が2か月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30日以上の傷害	6万円
10等級	治療を要した期間が1か月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上の傷害	4万円
11等級	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	2万円

- ⑦ その他、必要に応じて交通災害共済組合長が指定した書類
- ※見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。請求期限を過ぎると見舞金は支払われません。
- なお、会員証を紛失された方には再発行しますので、申し出てください。
- 見舞金の対象とならない事故
- ① 飛行機、船舶、ケープルカー、ロープウェイ、リフトなどによる事故
 - ② 耕うん機、トラクター、ブルドーザーなど、作業用機械による道路以外での作業中の事故
 - ③ 住宅などの庭先、工場内、屋内、作業場など、道路以外の場所で行った事故
 - ④ 日本国外で発生した事故
- 問い合わせ先
町民課(☎61-2014)



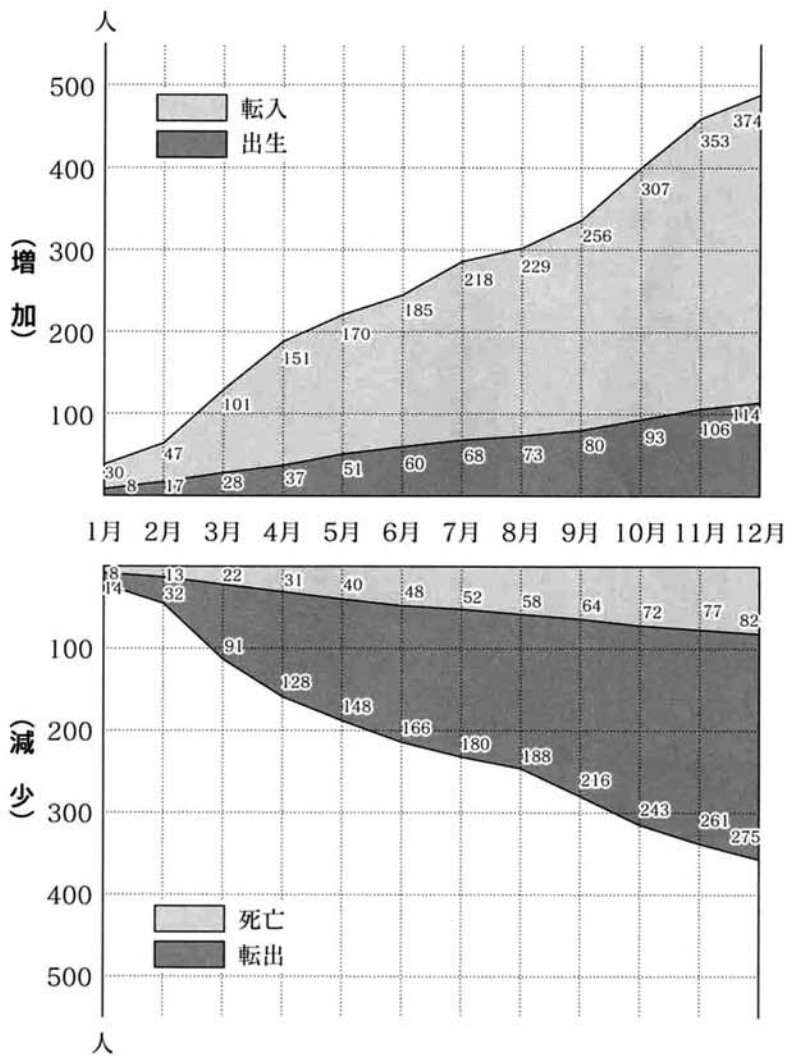
平成8年中の中之島町の人口動態

▶ 1年間で住民基本台帳登録人口131人、世帯数67戸、それぞれ増加 ◀

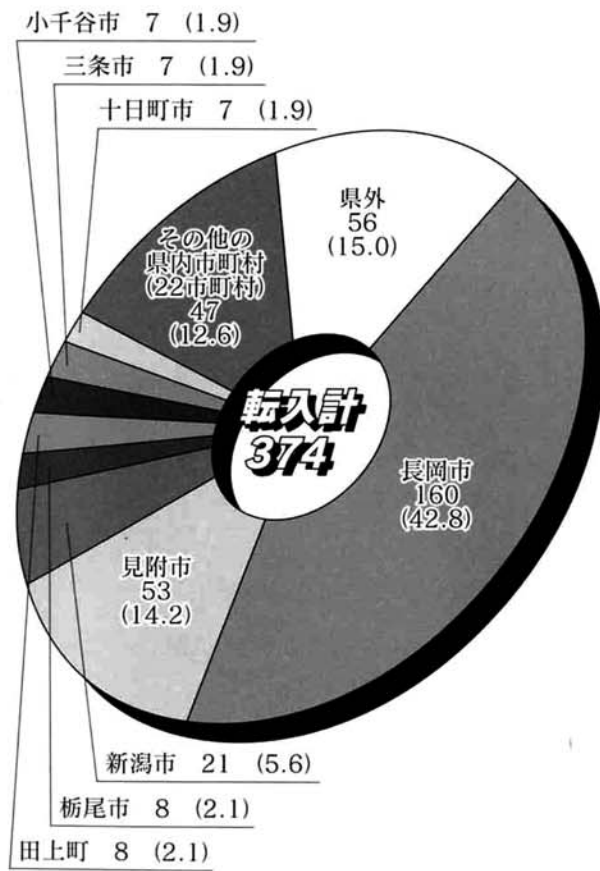
平成八年十二月三十一日現在
中之島町の住民基本台帳登録人口は一万三千二百二十九人であり、前年同月比で百三十一人、一・〇%の増加となりました。
これは、平成八年中の出生が死亡を三十二人、転入が転出を九十九人それぞれ上回り、自然増加に社会増加が加わった結果によるものです。特に、長岡市からの百六十人、見附市からの五十三人をはじめ、県外を含む他市町村から三百七十四人もの新規転入者があった一方、他市町村への転出者が二百七十五人にとどまったことが人口の大きな伸びにつながりました。また、この人口の増加に伴い、世帯数も一年間に六十七戸、二・三%という著しい増加となりました。

出生	114人 = 3.2日に1人
死亡	82人 = 4.5日に1人
転入	374人 = 1.0日に1人
転出	275人 = 1.3日に1人
結婚	55組 = 6.6日に1組
離婚	8組 = 45.6日に1組

月別の出生・死亡、転入・転出者数
〔各月累計、単位：人〕



転入者の前住所
〔単位：人 (構成比%)〕



資料/人口移動調査
人口動態調査
例月転入・転出人数調べ

渡辺昭平さんが体育功労章を



新潟県体育協会から
新功労賞を受賞した
渡辺昭平さん

渡辺昭平さん(六十四歳・福原)が、財団法人新潟県体育協会(平山征夫会長)から体育功労章を受けられました。

善意に感謝いたします

中之島中学校の生徒会(卯塚淳会長)では、昨年八月に生徒徒の参加による廃品回収を行いました。このたび、その収益金十四万三千百円を町社会福祉協議会に寄付していただきました。紙上より厚くお礼申し上げます。



町社会福祉協議会長(樋山町長)に寄付金を手渡す中之島中学校生徒会の代表

五穀豊穣を祈つて

町内各保育所で、豊作を祈願するまゆ玉飾りが行われました。一月十三日(月)、中野保育



「まゆ玉飾り」を子どもたちと一緒に作りました。中野保育所で行われた「まゆ玉飾り」を子どもたちが懸命につけました。

各保育所でまゆ玉飾り所では約四十人の子どもたちが鯛や小判、ちょうちんなどに見立てた色とりどりの飾りを「水木」の枝に結び付けました。「お米や野菜がたくさんとれますように!」天井に吊り下げられたまゆ玉に手を合わせ、みんなで祈りをしました。



カメラ散歩

小正月に町内各地で「さいの神焼き」の行事が行われました。一月十五日(祝)、大曲戸地区でも、その作成に六時間を費やしたという高さ約八メートルの二塔のさいの神に、午後五時過ぎ、点火されました。

青竹が大きな音をたててはじける中、勢いよく燃え上がる炎でスルメを焼く人、書初めをくべる子どもたち。一年の安泰



大沼排水機場工事の安全祈願祭で玉串奉奠する樋山町長

湛水防除事業の目玉

新大沼排水機場の工事に着手
関係者等、約五十人が出席し、工事の安全を祈願しました。
新排水機場は、現在改修工事が進められている中之島川左・右岸低水路の流水を、より効率的に刈谷田川へ放流させる役目を担います。平成十一年の運転開始をめざし、このたび、その工事着手がなされました。

今年一年の無火災を期して

町消防団
出初式
向けての決意を新たにしました。昨年、町内では二件の建物火災が発生しましたが、与板郷消防署並びに町消防団みなさんの迅速かつ的確な消火活動により、大きな被害を免れました。暖房器具などを使用する機会が多いこの時期、火の元には十分な注意を払い、一人一人が火災予防に努めましょう。

無病息災 豊作祈願



大曲戸地区で催された「さいの神」多くの人が集まり、健康と今年の豊作を祈りました

出初式で放水を披露する町消防団中野分団のみなさん





「広報なかのしま」の 無料送付を受付中

故郷を思い起こして懐かしみ、また、郷土に対する愛情の念を一層深めていただく手助けになればと、町では「広報なかのしま」を「ふるさとだより」と銘打って、みなさんの肉親の方などに無料で直接お届けします。次により希望者を募集しますので、期限までにお申し込みください。

○送付期間
平成9年4月号～平成10年3月号

○申込方法
次の各項目について、誤りのないよう確認の上、申込を送付先の郵便番号、住所(番地、号室等まで正確に)、氏名

新春経済講演会 を開催

商工会では、「新春経済講演会」を開催します。聴講は無料ですので、お気軽にお出かけください。

○日時
2月17日(月) 午後7時～
○会場
農村環境改善センター
○テーマ
「いつなる日本」
○講師
黒岩祐治氏(フジテレビニュースキャスター)

○定員
70名
▽申込及び問い合わせ先
商工会(☎66-5550)



黒岩祐治氏

「存じますか!」 検察審査会

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害にあい、警察や検察

●申込人の住所、氏名、電話番号
※送付は国内のみ。電話による受付、また、一人で複数の申込みも可

○申込期限
2月28日(金)
○継続申込等について
●先回の「ふるさとだより」募集の際に申込をし、現在すでに送付を受けている方についても、今年4月以降の継続を希望される場合は必ず申込を行ってください

●申込後、送付先の住所に変更があった場合は、速やかに連絡してください

▽申込及び問い合わせ先
企画課(☎61-2011)

固定資産税の 課税台帳の縦覧について

今年は3年に一度の土地・家屋などの固定資産の評価替えの年であり、課税台帳には新しい価格が登録されます。

町では、次のとおり固定資産の課税台帳を無料縦覧に供しますので、特に平成8年中に家屋調査の対象となった方は、この機会をぜひご利用ください。

庁に訴えたにもかかわらず、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から選ばれた審査員一人一人が、検察官が事件を起訴しなかったことの是非について審査します。

相談や申立てについての費用は一切無料であり、秘密は固く守られますので、お気軽にこの制度をご利用ください。

▽問い合わせ先
長岡検察審査会事務局(新潟) 地方裁判所長岡支部内 ☎35-2141

長岡三古老人福祉会の シンボルマークを公募

社会福祉法人長岡三古老人福祉会及び医療法人楽山会では、同法人が運営するすべての施設に共通のシンボルマークを募集しています。

○募集要領
●どなたでも応募可
●B5サイズの画用紙に同法人や老人福祉をイメージしたシンボルマークを自由にデザイン

なお、平成9年度固定資産税の第1期の納期は、5月末日の予定です。

○縦覧予定日時
4月2日(水)～21日(月)の間の午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)
▽縦覧場所及び問い合わせ先
税務課(☎61-2017)

特殊自動車の 車種区分の改正について

道路運送車両法の一部改正に伴い、今年1月1日から「小型特殊自動車」の範囲が拡大されました。

この結果、これまで「大型特殊自動車」に区分されていた大型の農耕作業用自動車(農耕トラクター等)については、最高速度が35km/h未満のものであれば「小型特殊自動車」となり、諸制度の適用が変更されます。

○主な改正点
●新規及び継続検査を受ける必要がなくなる
●定期点検整備の義務付けの対象から外れる
●自動車損害賠償責任保険(自賠責)の対象から外れる
●運転免許は従前どおり「大型

ンする

●画用紙の裏面に氏名、年齢、住所、連絡先を明記

●一人何点でも応募可

○募集期限
3月31日(月) 必着

○選考及び結果発表等
●法人内で審査し、入賞者には5月15日(木)までに通知

●採用及び入賞者には、総額10万円の賞金、記念品及び賞状を贈呈
▽応募及び問い合わせ先
特別養護老人ホーム「みしま園」長岡三古老人福祉会事務局(〒940-23 三島郡三島町宮沢580-3 ☎42-3131)

レクダンスinなかのしま を開催

「レククラブとんどん」と公民館では、「レクダンスinなかのしま」を開催します。

○日時
3月16日(日) 午後1時～4時
○会場
農村環境改善センター
○講師
東京ブルースリーレクダンス

特殊自動車免許」が必要

●課される地方税が固定資産税から軽自動車税に変更される
※軽自動車税：4月1日現在の所有1台につき1,600円

▽問い合わせ先
●検査、点検整備、保安基準の適用等：最寄りの陸運支局、自動車検査登録事務所
●運転免許：運転免許試験場(運転免許センター)
●軽自動車税：税務課(☎61-2017)

地方拠点都市 シンポジウムを開催

長岡地域広域行政組合では、その広域ソフト事業の一環として「地方拠点都市シンポジウム」を開催します。

これは、広域行政や地方拠点都市地域に対する圏域住民のみならずの理解を深めていただき、地域づくり活動への住民参加を促しながら、圏域の一体感と活性化を図ることを目的に、毎年開催しているものです。
みなさん、積極的にご参加ください。
○日時
2月25日(火) 午後1時30分

研究会ほか

○対象者
レクリエーションダンスに興味と感心のある方ならどなたでも

○参加費
500円

○日時
3月10日(月)

○日時
3月10日(月) 午後1時～4時

▽申込及び問い合わせ先
町民文化センター(☎66-1310)

中之島町図書館休館日
2/3月・10月・11(祝)・17(月)
24(月)・25(火)・26(水)・27(木)
3/3月・10月・17(月)・20(祝)
24(月)・31(月)

ただいま工事中									
場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定日	場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定日
池之島	大口池之島1号線 道路改良工事	2,132万円	株第一和光	9.3.25	大曲戸	第6号農集落 排水施設整備	227万円	松井木建設	9.3.25
中之島	中之島品木線 中道野路中六所 野路中六所	1,401	株松井組	9.3.25	中条	中条前野地区 排水施設整備	455	南三洋産業	9.3.25
末宝	中道野路中六所 野路中六所	1,473	株松井組	9.3.25	中条	中条前野地区 排水施設整備	361	南三洋産業	9.3.25
西高山新田	中道野路中六所 野路中六所	366	株遠藤建設	9.3.25	西高山新田	中条前野地区 排水施設整備	2,194	株鈴木造園	9.3.20
西高山新田	中道野路中六所 野路中六所	3,883	株第一和光	9.3.20	池之島	第6号農集落 排水施設整備	160	南中之島測量 設計事務所	9.3.25
中野東	中道野路中六所 野路中六所	850	南宝建設	9.3.25	中条新田	中条前野地区 排水施設整備	319	丸寅建設株	9.3.20



▽問い合わせ先
企画課(☎61-2011)

○会場
栃尾市市民会館 大ホール
(栃尾市中央公園1-40)
○テーマ
「活力と魅力ある地域の創造に向けて」～地域の特性を生かした産業振興によるまちづくり～
○内容
●基調講演「地方自治体の産業政策」
講師：下平尾勲氏(福島大学教授)
●パネルディスカッション「地域の特性を生かした産業振興」
パネラー：佐藤勝氏(栃尾織物工業協同組合理事長)、谷井靖夫氏(新潟三洋電子(株)代表取締役社長)、佐藤昭雄氏(長岡市大手通商店街振興組合専務理事)、白井義光氏(越路町神谷生産組合長)、松月宏之氏(新潟県商工労働部工業振興課長)
○日時
2月25日(火) 午後1時30分